

富山大学大学院理工学教育部博士課程長期インターンシップ実施要項

令和 4年 3月 7日制定

(趣旨)

第1条 この要項は、富山大学大学院理工学教育部博士課程（以下「本教育部」という。）における長期インターンシップの実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項に定める長期インターンシップとは、本教育部の授業の一環として学生が企業等において、長期間（2ヶ月以上）に渡り、実践力の育成を目的とした研究インターンシップを行うことをいう。

(申請)

第3条 長期インターンシップを履修しようとする者は、指導教員の許可を得て、理工学教育部長に申請するものとする。

(科目及び単位)

第4条 長期インターンシップは選択科目のうち自専攻の開講科目とし、2単位を認定する。

(期間)

第5条 長期インターンシップの実施期間は、原則として、2ヶ月以上とする。

(対象年次)

第6条 長期インターンシップの実施対象年次は、全学年次とする。

(事前指導)

第7条 長期インターンシップの実施に際しては、富山大学就職・キャリア支援センターが実施するマナー講習を受けるほか、指導教員のもとで研究内容に関する事前指導を行うものとする。

(事前提出書類)

第8条 長期インターンシップを履修しようとする学生は、所定の期日までに長期インターンシップの実施企業が求める書類を理工系事務部理工系学務課に提出しなければならない。

(成績評価)

第9条 長期インターンシップの成績評価は、長期インターンシップを実施した企業等の評価及び学生からの報告書に基づき本教育部専攻長会議が判定する。

(報告書)

第 10 条 長期インターンシップを終了した学生は、終了後、直ちにインターンシップ報告書を提出しなければならない。

(保険)

第 11 条 長期インターンシップを履修する学生は、学研災付帯賠償責任保険のインターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険に必ず加入するものとする。

(その他)

第 12 条 この要項に定めるもののほか、長期インターンシップの実施に関し必要な事項は、本教育部専攻長会議において協議の上、別に定める。

附 記

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。